

財団法人A関連施設に対する補助金に係る公金支出および高松市所有の農道・水路の管理を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成25年5月10日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	山	下		稔
同	妻	鹿	常	男
同	西	岡	章	夫

財団法人A関連施設に対する補助金に係る公金支出および高松市所有の農道・水路の管理を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人等

（請求人）

住所・氏名 省略

（請求人等代理人）

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成25年3月29日

3 請求の要旨（原文のまま）

高松市長に対し、①「財団法人Aの精神障害者のための関連施設（以下「本件施設」という。）に関して、高松市が平成24年度予算に基づいて既に支出した一切の公金について、公金の支出によって高松市が被った損害

を高松市に賠償すること」, ②「Aが本件施設を建設するにあたって取り込んでいる高松市所有の農道・水路の一部に関して, 高松市がこれの返還請求, 損害賠償等適切な措置を講じることを怠っていることについて, 直ちに適切な措置を講じること」を勧告するよう求める。

なお, 請求の理由は省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は, 法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は, ①高松市(以下「市」という。)の職員が, 平成24年度の予算から財団法人A附属の障害福祉サービス施設「B」(以下「施設B」という。)に対して交付した補助金が違法または不当な公金支出に該当するか否か, ②市の職員が, 本件関連施設に属する「グループホームC」の敷地の西側に隣接して所在する市所有の農道・水路(以下「本件農道水路」という。)の一部を, 財団法人Aが侵奪している状態を放置するなど, 違法または不当に財産の管理を怠る事実があるか否か, という事項である。

そして, その措置請求の内容は, 市長に対し, 前記①については, その公金支出に責任を有する職員に同支出により市が受けた損害を賠償させ, 前記②については, その財産の管理に責任を有する職員に, 侵奪された本件農道水路の一部の返還請求および侵奪による損害の賠償請求をさせるなど, 適切な措置を講じさせるよう勧告することを求めるというものである。

2 請求人の証拠の提出および陳述

監査委員は, 法第242条第6項の規定により, 請求人等に対して, 平成25年4月25日に, 証拠の提出および陳述の機会を与えたところ, 請求人等は, 新たな証拠として, 事実証明書(省略)を追加提出するとともに, 同月25日の陳述において請求の要旨の補足説明等を行った。

3 監査対象部局

本件監査対象部局は, 監査対象事項①については, 健康福祉局福祉事務

所障がい福祉課であり，監査対象事項②については，財政局財産活用課財産管理室である。

第3 監査の結果

本件請求について，監査委員は，合議により次のとおり決定した。

本件請求は，措置請求に理由がないものと判断する。

以下，その理由を述べる。

1 監査対象事項①について

請求人等は，市が社会福祉施設等に対して補助金を交付するに当たっては，施設建設が法令に適合しているか否かはもとより，地域住民の同意が得られているか否か，また，同意が得られていないときは，同意を得る努力がなされているか否かも審査し，それに適合しないものには補助金を交付すべきではないのに，財団法人Aが平成24年9月3日から同年12月28日にかけて建設したグループホームCは，地元近隣住民である請求人等の反対を押し切って建設を強行し，グループホームC建設に関し，その同意を得る努力を全く行っていないことは違法または不当なものであり，これに対して，補助金を交付すべきでないことは明らかであるのに，市は平成24年度予算から施設Bに対し，補助金を交付しており，これは違法または不当な公金支出に該当すると主張している。

そこで，監査委員において，市関係部局に事実照会するなどして調査したところ，市は平成24年度の予算から財団法人Aおよびその附属施設または関連施設に対して，如何なる種類の補助金も交付していない事実が認められ，そもそも請求人等が主張する補助金そのものが交付されていないことが明らかであるので，請求人等のその余の主張に対する判断をなすまでもなく，請求人等の本件主張が失当であることは明白であると言わなければならない，その措置請求は何ら理由がないものと判断する。

なお，請求人等は，本件請求書に事実証明書の一つとして「障害福祉サービス費等決定請求明細表」を添付しているので付言するに，同表は，施設Bを短期入所や共同生活援助等のサービスを受けるために利用した障害

者等に給付される，障害者自立支援法第29条に基づく介護給付費および訓練等給付費ならびに同法第34条に基づく特定障害者特別給付費に関するものであり，その請求および受領に係る手続きが，給付支給対象者を代理して利用施設の事業者によって行われていても，その給付については，同施設を利用した障害者等自身に対してなされたものであることは明らかであり，財団法人Aおよびその附属施設または関連施設に対する補助金でないことは明白であるので，その事実証明書の存在が上記判断に何ら消長をもたらすものではないと思料する。

2 監査対象事項②について

請求人等は，財団法人AがグループホームCを建設するに当たり，その建設敷地西側に隣接して所在する市所有の本件農道水路の一部（幅40センチメートル×全長11メートルにわたる部分）を取り込み，侵奪しているのに，市職員がこれを放置しているのは，違法または不当に財産の管理を怠る事実には該当すると主張している。

そこで，監査委員において，市関係部局に事実照会するなどして調査したところ，本件農道水路は，従来，国が所有し，旧建設省所管国有財産として，国の機関委任を受けた国有財産部局長たる香川県知事が官民境界確定や用途廃止事務などを行って管理してきたものであるが，平成11年7月16日公布の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により，国有財産特別措置法が改正された結果，「法定外公共物のうち，里道，水路として現に公共の用に供しているものの，道路法，河川法等の公物を管理等するための法律の適用もしくは準用のない公共物で，その地盤が国有財産となっているもの」に該当する本件農道水路が国から市に譲与されることになり，具体的には，平成17年3月31日付けで締結された国と市の「国有財産譲与契約」により，市が所有，管理する財産となり，それ以降，市が自らの財産として，自治事務により管理することとなったものである。

市は，国から本件農道水路の譲与を受けた際，特にその原状を確認していないが，本件農道水路は，財団法人AがグループホームC建設のために購入した敷地と対側地に接して中間に存在し，両側地の本件農道水路に接

する部分には、コンクリート製擁壁の構造物が設けられており、その構造物は、いずれも一見して相当の年月が経過し、少なくとも市が国から譲受を受けるよりも古くからその状態にあり、現在まで変動なく経過しているものと推認され、財団法人Aが上記敷地を取得した平成21年6月11日以降にその形状が変更したとは到底考えられない状況にあり、財団法人AがグループホームCの建物を建設するに当たり、本件農道水路の一部を取り込んだ形跡は全くなく、国有財産であった当時と同様に、機能上、農道・水路として、その用途に供され、平穏かつ公然と適正に維持管理されてきたものであり、その他、市職員の管理上の不行き届きな点も全然見当たらないので、請求人等が主張する事実は到底認められないものと言わなければならないので、その措置請求には何ら理由がないものと判断する。

以上、検討のとおり、請求人等の主張はいずれも理由がなく失当である。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。